

## 4 人と自然が共生する「とちぎ」

多種多様な生物で形成されている豊かな自然環境は、清らかな水や空気を生み出し、災害を軽減し、食料や林産物などの形で、私たちの生活を支えています。さらに、この豊かな自然を利用し、農林水産業をはじめとした多くの産業が発展するとともに、多様な気候や地理的特性のもと、地域色豊かな文化が育まれるなど、自然は豊かな社会の基盤となっています。

このような生物多様性を有する自然環境は、県民にとっての大きな誇りであるとともに、私たちの生活環境や社会活動に様々な恵みをもたらしてくれるものです。自然環境を守り育て、未来につないでいき、私たちの暮らしと心がより一層豊かになるよう、人と自然が共生していくことが重要です。

県では、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」等により、県内の豊かな自然環境を保全するとともに、人と自然が共生する潤いある地域づくりを進めてきました。

また、平成20（2008）年6月に施行された「生物多様性基本法」を契機として、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、「生物多様性とちぎ戦略」を策定し、各種施策に取り組んできました。

今般、基本目標4「人と自然が共生する「とちぎ」」を本戦略（二期）と位置付け、生物多様性保全に向け、県民をはじめとする様々な主体と協働して、地域からの取組のさらなる推進を図ります。

### (1)地域の生態系の保全

#### 現状と課題

これまで、栃木県版レッドリスト・レッドデータブックの改訂及びレッドデータとちぎWEBの開設等により絶滅のおそれのある種の状況について普及啓発を図るほか、自然環境保全地域の指定を行うなどして、優れた自然の保全に努めているところですが、栃木県版レッドリスト掲載種数は増えている状況です。

#### 施策の方向性

継続的なレッドリスト・レッドデータブックの改訂等により、動植物種の生息・生育環境の把握及び県民への普及啓発に努めるとともに、これまでに指定した自然環境保全地域等を適切に管理するほか、開発事業実施時の環境配慮指導など各種施策に取り組み、生態系の保全に努めていきます。



## 具体的取組

### ①生態系保全上、特に重要な地域の保全

- ・自然環境保全地域等の保全指定と県民協働による生息・生育地の適切な管理
- ・ラムサール条約湿地等における県民参加型の保全対策、利用施設整備、河川・湖沼の保全などの総合的な実施

### ②奥山自然地域及び森林環境の保全

- ・自然公園等の適正な管理

### ③里地里山環境の保全

- ・「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」等による里山林の保全
- ・地域主体による里山の保全再生
- ・環境保全型農業の推進による環境保全機能の維持・向上
- ・農村環境の保全に向けた、多様な主体による協働活動の定着

### ④河川・湿地等水辺環境の保全

- ・生物の生息状況の把握、河川環境の保全に係る計画の策定による親しみと安らぎのある水辺づくり
- ・河川愛護活動の推進による河川環境の維持・向上及び美化
- ・低水路の蛇行、瀬と淵の創出などによる生態系に配慮した水辺の整備
- ・水辺や樹林地などの生物の生息空間の保全、復元による地域における生態系の保全
- ・土地改良事業の施工にあたっての生態系に配慮した水路護岸等の整備

### ⑤絶滅のおそれのある種の保全

- ・野生生物の生息・生育分布の継続的な調査研究、野生生物の保全、保護意識の啓発などの充実
- ・本県における野生生物、自然環境の現状に基づく「栃木県版レッドリスト」の定期的な改訂
- ・ミヤコタナゴの生息環境の維持管理と保護増殖
- ・河川改修による希少種保全
- ・生物多様性保全及び絶滅のおそれのある種の保全についての普及啓発
- ・「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく協定制度による希少種保全



## (2) 森林・みどりづくり活動の推進

### 現状と課題

これまで、森林資源を循環利用しつつ森林の公益的機能を発揮するため、地域の課題や特性に応じた多様な森づくりに取り組んできました。

持続的な林業経営による健全な森づくり活動を推進するためには、効率的な森林整備・管理手法や担い手の確保・育成・定着が必要です。

また、本県は森林や農地などのみどりに恵まれており、安全で住みよい都市環境の観点からも、みどりづくりが重要です。

### 施策の方向性

とちぎの元気な森づくり県民税や森林経営管理制度等による森林資源の循環利用と多様な森づくりを促進し、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、林業の労働生産性と安全性の向上に寄与するスマート林業の推進及び次代を担う林業人材の確保・育成を図っていきます。

みどりづくりについては、植えるだけでなく、育て、残し、共存する視点に立った、地域が主体的に取り組む緑化活動を推進します。

### 具体的取組

#### ① 森林の適正な管理と公益的機能の向上

- ・「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用による持続的な林業経営の促進と、地域特性や課題に応じた森林の公益的機能を発揮する森づくり
- ・「豊かな水を育む森づくり」、「災害に強い森づくり」、「生物多様性に配慮した森づくり」など、機能に応じた多様で健全な森づくり
- ・林業の労働生産性と安全性の向上を図るスマート林業の推進
- ・栃木県林業大学校（仮称）の開設による幅広い林業人材の育成
- ・保安林等の管理・保全の推進
- ・森林クラウドシステムを活用した森林情報の高度利用と森林の適正管理の推進
- ・民間企業等との協働による森林整備活動の促進



## ②緑化活動の推進

- ・道路、公園、学校など公共施設の緑化推進、家庭、工場等の緑化促進
- ・「県民“1人1本木を植えて育てよう”運動」の推進
- ・地域で「みどり」のおもてなし事業、各種緑化コンクールなどによる普及啓発
- ・緑の相談所、展示会、講習会などによる家庭、地域でのみどりづくりへの支援



### 指標

項目	現状 [R1(2019)]	目標 [R7(2025)]
造林面積 (ha/年)	408	700

## (3)自然の利活用・環境整備

### 現状と課題

自然公園において、計画的な施設の再整備を行うとともに、自然監視員や自然公園指導員によるマナー指導やビジターセンターによる情報提供等を行い、魅力の創出を図っています。

こうした取組により、自然公園入込数は順調に増加してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響などによりインバウンドが減少しており、今後も自然公園の魅力を生かし、国内外からの誘客を促進することが重要です。

### 施策の方向性

多様化している利用形態を踏まえながら、新たなニーズやインバウンドへの対応を行い、自然とふれあう機会の創出を図ります。

### 具体的取組

#### ①豊かな自然の利活用

- ・自然公園等施設の長寿命化計画に基づく修繕の適切な実施と再整備の推進
- ・外国人観光客の受入環境の整備
- ・県ホームページ等による自然公園の情報発信の強化





## ②自然とふれあう環境の整備

- ・多くの外国語に対応できる国際的な自然ガイドの養成
- ・自然ガイドの登録制度の推進
- ・自然とふれあう施設の整備



### 指標

項目	現状 [R1(2019)]	目標 [R7(2025)]
自然公園入込数 (千人)	22,795	25,000

## コラム ライトアップ奥日光



日光国立公園満喫プロジェクトの一環として、令和2（2020）年11月14日から23日の10日間、ライトアップ奥日光が開催され、15,094人の来場者が訪れました。

ライトアップの中心となる華厳ノ滝は、その優れた自然景観を保持するため日光国立公園特別保護地区に指定されており、昨年度の試験照射（野生生物への影響調査）を経て本格実施に至ったものです。

また今年度は、英国・イタリア大使館別荘記念公園、中禅寺立木観音堂、日光二荒山神社中宮祠、湖畔園地など中禅寺湖周辺で新たなライトアップ、イルミネーションを実施し、観光客の滞在時間の延長等を図るとともに、コロナ禍において密になりにくいイベントとして実施しました。

引き続き日光国立公園の魅力を発信し、自然景観を保全しながら誘客を促進していきます。



明智平から望む華厳ノ滝



英国大使館別荘記念公園

## (4)野生鳥獣の適正管理

### 現状と課題

これまで、「栃木県野生鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」等に基づき、野生鳥獣の生息状況等に応じた適正な保護及び管理に取り組んできたところであり、シカ・イノシシの捕獲数は増加傾向、捕獲の担い手である狩猟者数も下げ止まりつつあります。

その結果、近年の農林水産業被害は減少傾向となっておりますが、依然として高い水準にあります。また、シカによる生態系被害の顕著な地域が存在しています。

### 施策の方向性

生物多様性の確保と農林水産業等の被害軽減の両立を図るため、引き続き計画に基づく野生鳥獣の適正な保護と管理に向け、捕獲・防護・環境整備を組み合わせた地域ぐるみの総合的な対策に着実に取り組めます。

### 具体的取組

#### ①シカ・イノシシ等の捕獲の強化

- ・市町や有害鳥獣捕獲等従事者への支援
- ・奥山や河川敷等の捕獲圧不足地域での捕獲の強化
- ・ICTを活用した省力的捕獲技術の実証と普及

#### ②効果的な被害防止の推進

- ・防護柵設置や忌避剤散布等による農林業被害防止対策の推進
- ・ICTを活用した効率的被害防止技術の実証と普及

#### ③鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進

- ・荒れた里山林や河川敷などの緩衝帯としての整備の推進
- ・放棄果樹や収穫残渣などの除去による集落環境整備の推進

#### ④担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策推進

- ・捕獲の担い手である狩猟者の確保・若返りと技術力の向上
- ・地域において獣害対策のリーダーとなる人材の育成
- ・対策専門家の派遣による地域ぐるみの対策支援



### ⑤科学的な鳥獣管理の推進

- ・シカ・イノシシ等の捕獲状況や生息状況等の把握
- ・効率的な捕獲技術や林業被害の防除技術の研究開発



## 指標

項目	現状〔R1(2019)〕	目標〔R7(2025)〕
野生獣による林業被害額（億円）	1.35	1.10

### (5) 外来種対策の推進

#### 現状と課題

外来種問題については、県ホームページ等による普及啓発を進め、関係機関等と連携し外来生物の防除対策を実施しています。近年、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ被害の拡大や、アメリカミンク・アカカミアリの発見が相次いでおり、今後も新たな外来種の侵入による生態系への影響や、人の生命身体、農林水産業等への被害などが懸念されています。

#### 施策の方向性

継続的に外来種に関する情報の発信に努めるとともに、外来種の生息状況等を把握し、本県の生態系の特徴、一次産業の状況などを踏まえ、影響が深刻化している地域や本県の誇りとなる代表的な自然環境を優先して、市町と連携して体制を整備しつつ、多様な主体と連携して防除を実施します。

#### 具体的取組

#### ①戦略的な対策実施

- ・外来種の生息・生育状況及び被害状況の把握
- ・外来種の状況に応じた重点的な駆除等、戦略的かつ総合的な外来種対策の実施
- ・市町と連携した通報、防除等の実施体制の整備



## ②多様な主体との連携協力

- ・ 外来種問題についての県民への普及啓発、地域コミュニティや企業等の参画、有識者等の協力による外来種対策活動の推進
- ・ 関係市町、近隣県との広域連携の強化



## コラム 外来種問題～ひとりひとりができること～

外来種とは、元々その地域にはいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。

私たちを取り巻く豊かな生態系は、長い年月をかけて育まれ奇跡のようなバランスで成り立っていますが、ときにそのバランスを大きく、また急激に崩してしまうことがあります。

どんな種がどのような影響を及ぼすか予測できないので、外来種を『入れない』『捨てない』『拡げない』ということ、まずは私たち一人一人が心がけることが重要です。

- 「入れない」…悪影響を及ぼすかもしれない生きものはむやみに持ち込まない。
- 「捨てない」…いま飼っている（育てている）外来種は、外に捨てない。
- 「拡げない」…既に野外にいる外来種は、それ以上拡げない。



モモやサクラなどに甚大な被害をもたらす  
外来種クビアカツヤカミキリ

## 共通施策

近年の環境問題は、経済問題や社会問題などと相互に密接に関連し、複雑化してきています。こうした環境問題に対応するため、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するだけの単一的な考え方ではなく、環境施策により安全・安心な魅力ある地域を形成し、人の流入を促して環境産業の活性化を図り、さらに県民一人一人の環境意識の向上を促すことで持続可能な地域を目指す、といった複数の異なる課題を統合的に解決する観点からも取組を推進していきます。

### (1) 未来技術の導入促進

#### 現状と課題

近年、実社会の中で、「Society5.0<sup>12</sup>」の実現に向けた技術革新が従来にないスピードとインパクトで進行しています。

本県産業の稼ぐ力や競争力を高めるとともに、さらなる環境負荷低減を進めていくためには、県内においても新技術や環境技術の積極的な導入・活用により、生産性の向上や、革新的な製品・サービス、新たな付加価値の創出を促進するなど、技術革新の流れに対応した戦略的な取組が求められています。

#### 施策の方向性

「Society5.0」の実現に向けた技術（未来技術）や環境技術を活用し、県内経済の発展と地域課題の解決を両立できるとちぎづくりを推進します。

#### 具体的取組

##### ① 未来技術を活用した人材育成と生産性向上

- ・ AI・IoT等を活用した林業の生産工程における自動化技術の導入などによる林業の生産性向上、安全性向上を図るスマート林業の推進



12 未来技術が、身近な生活の中で活用され、モノやサービスの生産性・利便性を向上させることにより地域・年齢・性別等による格差をなくし、経済発展と地域課題の解決を両立できる社会

## ②未来技術を活用した二次交通の利便性向上と公共交通の促進

- ・EVを活用したMaaSの構築による環境負荷の低減と二次交通の利便性向上
- ・無人自動運転技術の導入による効率的な公共交通の運行の促進
- ・交通系ICカード、MaaSなどICTを活用した公共交通の利便性向上の促進

## (2)持続可能な地域づくり

### 現状と課題

環境産業の市場規模と雇用規模は、ともに拡大基調にあり、今後の環境ビジネスへの関心も高まっています。環境産業は地域経済の活性化や雇用の創出にも貢献しうる産業の一つであり、さらなる振興策が必要です。

環境学習については、学校や家庭、地域等において多様な取組を推進してきたところであり、県民が環境学習に参加する機会は増加傾向にあります。また、平成30（2018）年6月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、ESD等の視点を取り入れた環境学習や、多様性を受容し、協力して行動する力といった「未来を創る力」、地球規模及び身近な環境の変化に気付き環境保全のために行動するといった「環境保全のための力」の育成が求められています。これらの状況を踏まえながら、幅広い場におけるさらなる環境学習の機会提供と多様な環境保全活動の促進を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

環境産業については、地域循環共生圏の考え方を参考としながら、地域内での産業創出と利益循環という視点に立った施策を展開します。

環境学習については、「ESDの視点を取り入れた環境学習・環境保全活動の充実」、「環境を守り、育て、活かすとちぎを実現する人材の育成」、「多様な主体や人材が相互に協力して行う協働取組の推進」を目指して取組を進めていきます。

※「持続可能な地域づくり」における環境学習に係る方向性や取組については、「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」に基づく行動計画に位置付けるものです。





具体的取組

①地域循環共生圏の構築

- ・地域での電源供給拠点の整備促進とEV等を活用した地域での災害対応力向上
- ・地域新電力会社等の設立支援【再掲】
- ・県内河川等における水力発電の導入促進【再掲】
- ・県産出木材の普及・利用促進【再掲】
- ・家畜排せつ物の有効利用に向け、耕種農家のニーズに対応した堆肥の利用拡大及び耕畜連携の推進【再掲】

②環境産業の振興と産業を支える環境技術の促進

- ・地球温暖化対策に貢献する知見や技術を他の者に提供する事業者（通称：省エネ応援団）を登録・公表し、県内の事業所における温室効果ガス排出削減の取組に活用することによる環境関連企業の成長促進
- ・次世代自動車の普及促進を図ることによる自動車関連産業の振興
- ・新エネルギー関連技術や環境負荷低減技術を中心とした環境・新素材技術に関する研究部会の開催等を通じた、自動車や航空宇宙等の各産業への活用促進
- ・環境・新素材技術の高度化等に係る研究支援による、新技術・新製品の開発促進
- ・優良な廃棄物処理業者の育成
- ・優良な廃棄物処理業者によるリサイクル施設の産業団地等への立地促進

③企業価値を高める環境経営の促進

- ・「とちぎ地域企業応援ネットワーク」を活用した、メールによる情報提供
- ・中小企業に対する未利用熱エネルギー等の利活用による経営改善支援

④環境教育・学習の充実

- ・グリーンツーリズム等を通じた農村地域の緑に触れあう自然体験の取組への支援
- ・地球温暖化防止活動推進員等の活動を通じた県民の関心やニーズ、年齢に応じた学習機会の提供
- ・公共施設や商業施設等を活用した、地域活性化にも資する環境学習の推進
- ・青少年教育施設やビジターセンター等を活用した体験的な学習機会の提供
- ・高等教育機関や企業、県関係機関等との連携による体験講座等の



学習機会の提供

- ・環境学習プログラム等を活用した人材育成の支援
- ・子どもたちが主体的に環境学習に取り組むこどもエコクラブ事業等への支援
- ・廃棄物処理施設見学コンシェルジュ事業、県内小中学校における廃棄物処理施設等に関する出前授業等を通じた環境教育・学習の推進

⑤環境保全活動を担う人材の育成と県民の活動の機会の提供

- ・森づくりサポーター（森づくりボランティア）、地球温暖化防止活動推進員、地域活動のリーダーの育成
- ・教員研修の実施による学校における指導者の育成
- ・緑の少年団の育成
- ・生物多様性や自然環境学習に関する人材育成及び幅広い人材活用のためのコーディネート（県ホームページでの情報提供等）
- ・森林・林業体験などの森づくり活動参加の呼びかけ（ボランティア募集情報の発信）
- ・ボランティア活動（アドプト制度）などによる道路、河川、公園の環境美化活動の促進
- ・自然公園等施設の再整備や歴史的建造物の活用等によるふれあい体験の場の確保・充実
- ・都市公園の魅力、安全性向上のための計画的なイベントの開催や施設の改修等
- ・都市住民等の農村環境保全活動への参加促進

⑥環境情報の整備・提供の充実

- ・「とちぎの環境」、「とちぎの元気な森づくり」、「栃木県エネルギー見える化サイト」等、インターネットサイトによる情報提供
- ・「栃木県環境白書」、「レッドデータとちぎWEB」等による情報提供

⑦推進体制の整備

- ・オールとちぎ体制による「環境に配慮したいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」の実現に向けた取組の実施
- ・多様な主体との連携による「COOL CHOICE とちぎ」県民運動の推進【再掲】
- ・「とちぎの環境県民会議」等との連携・協力による県民総ぐるみの環境保全活動の促進
- ・市町や民間団体との交流・連携体制づくりの推進、指導者等への最新情報の提供や指導者間のネットワークづくり



### (3)安全・安心な地域づくり

#### 現状と課題

開発行為や土地利用に関しては、事前協議や関係法令等の適切な運用に努め、環境が保全される事業となるよう指導を実施しています。また、環境保全に資する調査及び研究を実施するとともに、空間放射線量率の常時監視や化学物質の排出抑制対策等を行っているところです。

県民の安全・安心につながるこうした施策は、県民の生活や生産活動の基盤になるとともに、次世代に引き継ぐ環境を維持するために継続していくことが必要です。

#### 施策の方向性

経済活動と環境負荷低減を両立していくため、引き続き関係法令等の適切な運用に努めるとともに、積極的な情報発信を展開します。

#### 具体的取組

##### ①環境影響評価の推進

- ・「栃木県環境影響評価条例」、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく制度の適切な運用

##### ②土地利用面からの環境配慮

- ・土地利用に関する事前協議を通じた自然環境へ配慮した土地利用の推進

##### ③化学物質対策の推進

- ・事業者による排出抑制への自主的な取組の促進、排出量等の削減の指導
- ・県民、事業者、行政における化学物質に関する情報共有化による効果的な排出抑制
- ・PRTR制度（環境汚染物質排出・移動登録制度）の運用
- ・災害時におけるアスベストの飛散や化学物質の流出事故等に備えた訓練の実施



#### ④放射性物質に係る取組の推進

- ・空間放射線量率及び降下物などの放射能濃度の測定及び結果の公表
- ・下水汚泥の有効利用拡大
- ・放射性物質による汚染された廃棄物の処理の促進

#### ⑤環境保全に資する調査及び研究の実施

- ・県の試験研究機関による環境汚染の実態把握と未然防止、自然環境の保全、廃棄物等の適正利用、バイオマスの有効活用等のための各種試験、調査・研究及び実用的な技術の開発
- ・酸性雨による湖沼及び樹木への影響に関する調査・研究等

#### ⑥公害紛争処理等

- ・多様化する苦情に対する迅速、適切な処理
- ・公害紛争の「栃木県公害審査会」における適切なあっせん、調停及び仲裁

### (4)景観形成による魅力ある地域づくり

#### 現状と課題

「景観法」や「栃木県景観条例」等に基づき、街路や公共施設、市街地の整備などに合わせて、美しい街並みの形成が進められている一方、建物の高さや色調等の不統一、張り巡らされた電線や派手な広告物等の景観上の問題も生じています。

#### 施策の方向性

良好な景観形成に係る普及啓発を行うほか、地区計画等を活用した都市景観の保全や歴史的・文化的景観への取組など、地域の生活風景や歴史、文化と一体となった良好な景観の保全と創造を図ります。

#### 具体的取組

##### ①景観形成の総合的推進

- ・「景観法」、「栃木県景観条例」に基づく良好な景観の形成
- ・景観アドバイザーの派遣等による市町における景観計画の策定の促進



## ② 良好な都市景観の保全と創造

- ・屋外広告物、建築物、工作物などへの適切な規制・誘導、無電柱化推進など、都市の良好な景観の保全と創造
- ・地区計画等を活用した周辺環境に配慮したまちづくりの促進

## ③ 歴史的・文化的景観の保全

- ・「日光杉並木街道保存活用計画」に基づく保護用地公有化、樹勢回復事業、後継木対策、街道復元、バイパス整備等の推進





## 第4章 重点プロジェクト



## 第4章 重点プロジェクト

「とちぎ未来創造プラン」に掲げる施策を踏まえながら、本計画の基本目標の実現に向けて重点的に取り組む施策は、次のとおりです。

### 1 2050年カーボンニュートラル実現プロジェクト

本県は、令和2(2020)年12月に、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。

このため、今後、「(仮称)2050年カーボンニュートラル実現ロードマップ」を策定し、より一層の省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

#### 指 標

温室効果ガス排出削減率(%) [H25(2013)年度比]

4.8 [H29(2017)] ⇒ 18.0 [R7(2025)]

再エネ電力自給率(%)

21.2 [R1(2019)] ⇒ 26.0 [R7(2025)]

「参照施策：P.9 第3章1(1) 温室効果ガスの排出削減」

### 2 自立・分散型エネルギー導入プロジェクト

近年の大型台風や集中豪雨など自然災害の頻発化・激甚化を受け、今後再生可能エネルギー等の地産地消化を図り、地域で自立した分散型エネルギーをさらに導入拡大することにより、災害に強い地域づくりを目指していきます。

#### 指 標

電力自給率(%)

40.3 [R1(2019)] ⇒ 85.0 [R7(2025)]

「参照施策：P.14 第3章2(1) 分散型エネルギーの自立化」

### 3 資源循環推進プロジェクト

天然資源の消費抑制、最終処分量の削減等を図るためには、まずは廃棄物の発生量を減らすことが最も基本的かつ重要であり、その上で、排出された廃棄物についてもできる限り再生利用に取り組むことが重要です。

生産段階や使用段階などライフサイクル全体での取組を促進し、モノが資源として循環する仕組みの構築を目指し、必要な各種施策に取り組んでいきます。

#### 指 標

**県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 (g)**  
**672 [H30(2018)] ⇒ 650 [R7(2025)]**

「参照施策：P.25 第3章3（5）資源循環の推進」

### 4 自然共生社会構築プロジェクト

多種多様な生物で形成される豊かな自然環境は、私たちの快適で安全な暮らしの基盤となり、自然とのふれあいや安らぎの場を提供し、また地域特有の文化を育むものであり、生物多様性の保全と持続可能な利活用との両立、すなわち人と自然の共生が重要です。

このため、生態系への影響や農林水産業への被害をもたらしているシカ・イノシシなどの一部の野生鳥獣については、適正な管理に向け、捕獲・防護・環境整備をバランスよく組み合わせた地域ぐるみの総合的な対策を推進することで、自然との共生を図っていきます。

#### 指 標

**野生獣による林業被害額 (億円)**  
**1.35 [R1(2019)] ⇒ 1.10 [R7(2025)]**

「参照施策：P.33 第3章4（4）野生鳥獣の適正管理」



## 第5章 計画の推進

# 第5章 計画の推進

県は、この計画に盛り込まれた各種の施策を着実に推進します。

さらに、計画の目標の達成に向けては、施策の進捗の状況や効果、あるいは各種指標等を点検評価し、必要に応じて見直しを行います。

## 1 各主体の役割と連携

この計画に掲げる目標の達成に向けては、地域を構成する全ての主体が適切な役割分担の下、相互に連携、協働して取り組むことが求められます。ここでは、本県で活動する県民・団体、事業者、行政（県、市町）の各主体に期待される役割と、各主体との連携の在り方について示します。

### (1) 県民・団体の役割

今日の経済問題や社会問題とも互いに密接に関連し、複雑化してきている環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、県民一人一人が環境問題について正しく理解し、日常生活において環境に配慮した行動を実践していくことが期待されています。さらに、家庭や学校、企業、地域等の場において、主体的に環境保全活動に取り組む県民が連携、協働し、地域のリーダーとしてライフスタイルの変革を推進する役割が期待されます。

また、県民や事業者などにより組織されるNPO等の民間団体は、地域における環境保全活動の実践者としてのみならず、地域へ積極的に情報発信を行い、団体間のネットワークを拡大する役割も期待されています。

### (2) 事業者の役割

事業者は、日常の事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、創意工夫によって原料調達・生産・流通・販売・廃棄等のサプライチェーン全体での環境負荷の低減を行うことで、地域全体の環境課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されます。

さらには、業界・業種を超えた連携によって、新たな環境エネルギー産業の振興が図られ、環境と経済が持続的に発展していく社会の構築に寄与することが期待されます。

### (3) 県の役割

県は、この計画に掲げる環境保全に向けた施策を着実に推進し、また、地域特性を踏まえ、県民、事業者、市町等の各主体の環境保全への取組を積極的に支援します。さらに、その活動の基盤整備等を図り、主体間の連携や協働を支援することによって、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、県自らも事業者であり消費者であるとの立場から、環境負荷の少ない活動の率先実行に取り組みます。

### (4) 市町の役割

市町は、地域の特性に応じた環境保全の施策を計画・立案・実行するとともに、県民、事業者、他の市町等の各主体と連携し、地域の環境保全を推進することが期待されます。

さらに、市町は県民と直接触れ合う多くの機会を有することから、環境保全の施策の最前線において、環境を守り、育て、活かす人材育成の場づくりや連携促進といった共通的・基盤的な施策においても大きな役割が期待されます。

## (5) 各主体との連携・協働

県は、環境に関する目指すべき方向性や各種情報の発信、ネットワークの構築等によって、各主体間の連携を支援するとともに、県自らも各主体と連携して多様な取組を推進します。

## 2 推進体制

### (1) 県庁内の推進体制

とちぎ環境立県推進本部会議等において、施策・事業の環境面からの総合調整や計画の達成状況等の進捗管理を行うなど、全庁的な連携の下、計画の総合的な推進を図ります。

### (2) 各主体の参加・連携・協働による計画の推進

本計画は、各主体の環境保全の取組の指針となるものであり、行政（県、市町）のみならず、県民や事業者の積極的な参加と連携、協働によって、効果的な施策を実現することができます。

そのため、「1 各主体の役割と連携」に示された各主体に期待される役割をそれぞれが果たしていくことが大変重要です。

県は、各主体に対して本計画の周知を図り、参加・連携・協働の機会の拡充を図ります。

## 3 推進方針

### (1) 計画の普及啓発

全ての主体の参加を得て、計画を適切に推進するため、計画の普及啓発を積極的に行います。計画推進に係る普及啓発資料の作成・配布や、イベントの開催、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な広報媒体の活用により計画の浸透を図ります。

### (2) 財政的措置

計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進するために必要な財政的措置を適切に講じます。

### (3) 進行管理

栃木県環境マネジメントシステム（EMS）の考え方を基に、年度をひとつのサイクルとして次のような進行管理を行うことにより、計画の目標達成を図ります。

- ① 計画の目標に向けて、各部局において、各種の施策を展開するとともに、県民、事業者など各主体の取組を促進します。
- ② 各部局において、主要施策の進捗状況を把握・点検するとともに、それぞれの環境目標に照らし自己評価します。
- ③ 各部局の主要施策の実施状況や環境目標の達成状況を、とちぎ環境立県推進本部への報告の後、環境基本計画実施状況報告書に取りまとめます。
- ④ 報告書の内容について、栃木県環境審議会に報告するとともに、広く県民に公表します。

- ⑤公表した結果に対する栃木県環境審議会や県民の意見を参考に、次年度の計画の推進に努めます。

#### (4) 計画の見直し

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までとしますが、社会情勢や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。見直しを行う場合の手順は、以下のとおりとします。

- ①各部局において検討・整理した項目を基に、とちぎ環境立県推進本部で見直し事項の検討を行います。
- ②計画の見直し案を取りまとめて、栃木県環境審議会の意見を聴くとともに、広く県民の意見を聴取します。
- ③計画を改定し、栃木県環境審議会に報告するとともに、広く県民に公表します。





# 用語集



# 用語集

## アスベスト（石綿）

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50(1975)年に原則禁止された。

労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

## ESD

現代社会の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

## 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に区分され、さらに、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴い発生した「生活系一般廃棄物」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動により発生した「事業系一般廃棄物」に区分される。

## SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ・産業、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段という17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標（ゴール）が設定されている。

## オキシダント（Ox）

オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオキシダントは光化学オキシダントとも呼ばれ、その大部分はオゾンで、光化学スモッグの原因物質といわれている。光化学オキシダントの環境基準は1時間値が0.06ppm以下となっている。

## 汚泥

工業廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造行程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のもののすべての総称である。

## 温室効果ガス

二酸化炭素、水蒸気、フロンガスなど、大気中に存在し、地表面から宇宙空間に放出される熱を吸収するガス。大気中濃度が上昇すると必要以上の熱が蓄積され、地球温暖化の原因になるといわれている。

## カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部をほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせるという考え方。

## 外来種

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。

## 海洋プラスチックごみ

ペットボトルなどの容器包装から家庭用品やオモチャまで、日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチック。便利な一方で、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流れ出て、海的环境を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしている。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発行為等を行う前に、事業の実施が環境に及ぼす影響について十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正な配慮を行う制度。

## 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、環境施策に係る行政目標のことである。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について決められている。

## 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

## 環境マネジメントシステム

「環境保全に関する取組を進めるための体制や手続き等の仕組み（ルール）」のことで、通常、EMS（Environmental Management System）と呼ばれる。

## 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

## 揮発性有機化合物（VOC）

「大気汚染防止法」では、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）と定義されている。

## 空間放射線量率

空間放射線量率：空間中の $\gamma$ 線（※）量を測定したもので、1時間あたりのマイクロシーベルトで表示される。

（単位： $\mu$ Sv/時）

※ $\gamma$ 線とは、放射線の一つ。原子核から $\alpha$ 線や $\beta$ 線が出たあとに残ったエネルギーが電磁波の形で出てくるもの。物を透過する能力が高い。

## グリーンツーリズム

農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。近年の都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりを進めようとする農村の思いを背景にして、稲刈り等の農業体験など、様々なメニューが開発されている。

## COOL CHOICE とちぎ

国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼応し、温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を栃木県民一人一人に広げ、県民総ぐるみの行動につなげていく取組をいう。

## 光化学オキシダント

オキシダントの項を参照。

## 光化学スモッグ

大気中に存在する炭化水素、窒素酸化物などが紫外線的作用を受け新しい物質が生成される。この二次生成物のうち、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等をオキシダント（酸化性物質）と総称し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを発生させる。このスモッグが光化学スモッグと呼ばれ、目のチカチカ、のどの刺激等の症状や植物被害を発生させる。

## 公共用水域

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

## コージェネレーションシステム（Co-Generation System）

コージェネレーションとは、燃料を燃やして得られる熱を動力や電力に変えると同時に、その排熱（未利用熱）を熱源として暖房・給湯などにも利用するシステムで、総合エネルギー効率（省エネルギー効果）が極めて高いのが特徴である。

## 固定価格買取制度（Feed-in Tariff, FiT, Feed-in Law, FiL）

エネルギーの買い取り価格を法律で定める方式の助成制度である。固定価格制度、フィードインタリフ制度、電力買い取り補償制などとも呼ばれる。地球温暖化への対策やエネルギー源の確保、環境汚染への対処などの一環として、主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられる。

## 最終処分

廃棄物のうち再資源化等ができないものを埋立て等により処分すること。最終処分に当たっては、廃棄物の減量化、無害化を目的にあらかじめ破碎、選別、脱水、焼却等を行う場合がある。

## 最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分を行う施設をいう。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、「安定型」、「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められている。

## 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

## 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類に該当する廃棄物をいう。廃棄物処理法では、産業廃棄物は、排出事業者が責任を持って、自ら処理することが原則とされている。

## 酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等が雨などに溶けこんで地表に降下する現象を湿性沈着といい、一般にpH5.6以下のものを酸性雨と呼んでいる。

## 自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件から見て、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、「自然環境保全法」又は「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき指定した地域をいう。

## 自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

## 浄化槽

トイレと連結してし尿及びこれと併せて厨房排水や洗たく排水などの生活雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備。合併処理浄化槽ともいう。なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成12（2000）年の浄化槽法の改正により新設が禁止された。

## 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のこと。具体的には、賞味期限が切れた食材、生鮮食品、総菜等の売れ残り、家庭、飲食店等における食べ残し等がある。

## 森林クラウドシステム

森林に関する情報（森林の現況、施業履歴、所有者・境界等）や図面などを一元管理し、インターネット環境下において、県、市町、林業事業体等が同時に利用できる仕組み。

## 水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、利水目的に応じた水域類型ごとに環境基準値が定められており、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域に環境基準値が適用される。

## スマート林業

地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を目指す林業のこと。

## 生態系

生物群集（植物群落と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された系をいう。

## 生物多様性

「生物多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場の如何を問わない。）の間の変異性をいうものであり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②多様な種が存在すること、すなわち、全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」3つのレベルの多様性をいう。

## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。

環境基準は大気0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水質1pg-TEQ/L、水底の底質150pg-TEQ/g、土壌1,000pg-TEQ/gである。

## 大気汚染物質

大気汚染物質は、その発生の条件によって、種類や性状を異にし、気体状のもの、固体状のものあるいは液体状のものなどがある。気体状のものは、硫黄酸化物、窒素酸化物、ふっ化水素、塩化水素、塩素、炭化水素等があり、固体状のものは、ばいじん、粉じん、また、液体状のものは、硫酸ミスト等がある。



## 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画において提唱された考え方。

## 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「助言・相談活動」「調査活動」「情報提供活動」などを行なう機関であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事によって指定される。栃木県では平成15（2003）年度に指定されている。

## 地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状や対策に関する知識を持ち、地球温暖化防止の活動を助言・支援するなど、地域において地球温暖化防止活動の推進役として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事が委嘱した人たちのこと。本県では、平成15（2003）年度から委嘱を始めている。

## 窒素酸化物（NOx）

物の燃焼の際、空気中に含まれる酸素と窒素から発生する。高温になるほどその発生量は多くなる。また燃料の成分中の窒素分も燃焼の際、窒素酸化物になる。近年は長期的に減少傾向にあり、その主な発生源は工場と自動車である。一酸化窒素、二酸化窒素などがあり、二酸化窒素の大気中の環境基準は一時間値の一日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることとなっている。

## テレメータシステム

各地に設置した測定局と監視センターとの間でデータ通信を行い、測定データを収集するとともに、データの蓄積、加工及び提供を行うシステム。

## とちの環境民会議

県民、民間団体、事業者及び行政機関が一体となって、環境保全に向けた調査研究、情報の整備・提供、普及啓発、要望・提言などの活動を担うため、平成15(2003)年度に設立された組織のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地域協議会」を兼ねている。

## トリクロロエチレン

無色透明の液体、水に難溶、有機溶媒に可溶、沸点86.7℃、比重1.46。中枢神経に抑制作用、高濃度で麻酔作用がある。水道水中の基準及び公共用水域及び地下水の環境基準は0.01mg/L、排水基準は0.1mg/Lである。

## 鉛（Pb）

融点が低く、非常に軟らかく加工しやすく、そのうえ耐蝕性に富んでいる。鉛は、蓄積性毒があり、水道水中の基準、公共用水域及び地下水における環境基準は0.01mg/L、排水基準は0.1mg/Lである。過去において自動車排出ガスからの鉛の放出が問題になった。

## 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

炭酸ガス又は無水炭酸ともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈する。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものである。しかしながら人間が、石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり数十年前に比べると十数%ぐらい増加し、引き続き増加の傾向にあるといわれている。

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の項を参照。

## ばい煙

「大気汚染防止法」の定義では、次の物質をいう。

- (1) 燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- (2) 燃料等の燃焼又は電気炉等の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解等の処理に伴い発生するカドミウム、塩素、塩化水素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物等の有害物質

## 廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができなためためなくなった物をいい、ごみ、し尿などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の2つに大別される。

## PRTR制度 (化学物質排出移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような排出源から、どれくらい環境中に排出したか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運ばれたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

## BOD (生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand)

環境基準や排水基準にも設けられている項目で、水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど川は汚れていることになる。5日間の水中の酸素の減少量でBODを測定する。

## ビジターセンター

自然公園などでビジター (公園利用者) に対し①各種の情報を提供する、②自然解説サービスを提供する、③公園の自然・文化に関する展示を行う、という機能をもつ施設。

## PCB (ポリ塩化ビフェニル)

有機塩素化合物の一種で、化学的に安定しており、絶縁性が良いなどの特性から、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等幅広い分野で使用されていた。一方で、人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく広く環境中に残留している。PCB廃棄物については、長期にわたって処分されていないことから、処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を目的として、平成13(2001)年に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行された。

公共用水域等における環境基準は検出されないことであり、排水基準は0.003mg/Lである。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粉じんのうち粒径 $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$ は1000分の1mm) 以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。

### 富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩類が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち粒径 $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$ は1000分の1mm) 以下のもの。大気中での滞留時間が長く、気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与える。

### フロン

フルオロカーボンの我が国だけの俗称。  
そのうち、CFC (クロロフルオロカーボン) とHCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) がオゾン層破壊物質である。HFC (ハイドロフルオロカーボン) を、一般に「代替フロン」という。代替フロンの項を参照。

### 分散型エネルギー

電力会社の大規模集中発電設備に対し、需要地の近隣に分散配置される発電設備全般のこと。

### 保安林

「森林法」に基づき、水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成、その他公共の目的を達成するために指定され、適切な森林整備を始めとする保全・管理を確保することによって、その公益的機能を維持・増進することとされた森林。保安林に指定された森林は、開発の制限等が課せられるが、各種優遇措置も講じられている。

### 放射線

波長が短い電磁波及び高速で動く粒子をいう。放射線には、アルファ ( $\alpha$ ) 線、ベータ ( $\beta$ ) 線、ガンマ ( $\gamma$ ) 線、中性子線等がある。

### 放射性物質

放射線を放出する物質をいう。

### 放射能

放射線を出す能力をいう。

### 緑の少年団

緑の少年団は、次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな

人間に育っていくことを目的とした、子どもたちの自主的な団体。

### 有害大気汚染物質

---

継続的に摂取されると、発がん性や慢性毒性などにより人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいう。現在、ベンゼン、トリクロロエチレンなど234物質がリストアップされている。モニタリング調査では優先取組物質21物質について測定している。

### ラムサール条約

---

正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年にイランのラムサールで採択され、特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の「保全」と「賢明な利用」を進めることを目的に採択されたが、現在は広く生態系として重要な湿地を守ることを目的としている。

### 類型指定（類型あてはめ）

---

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係関係するところの用途地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいう。

### レッドデータブック

---

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

### レッドリスト

---

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。日本に生息又は成育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

VERY   
GOOD  
LOCAL  

---

とちぎ

栃木県環境森林部環境森林政策課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL 028-623-3185 FAX 028-623-3259

E-mail : [kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp)